

# 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会レクリエーション活動備品貸出事業要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地域や近隣におけるふれあい、交流事業を行うグループ・団体、当事者（高齢者、障がい者、児童等）を支援する団体に、備品を貸し出すことで活動の活性化を図り、住民間交流を促進することを目的とする。

## (貸出)

第2条 豊岡市社会福祉協議会理事長は市内のグループ・団体に対し、申請に基づき、備品を貸出するものとする。但し、営利を目的とする活動には貸し出しはしない。

## (貸出の対象となる団体及び活動)

第3条 貸出の対象となる団体等は、次のとおりとする。

- (1) 豊岡市内に居住し、地域住民・構成員のふれあい、交流を促進する活動を行うグループ・団体で、行政区や地区の交流事業、地域行事等での使用
- (2) 豊岡市内に拠点のある当事者（高齢者、障がい者、児童等）を支援する団体で、高齢者施設や障害者施設、学校、保育所等での活動、ボランティアグループ、セルフヘルプグループにおける活動等での使用

## (一部負担及び貸出期間)

第4条 貸出を受ける者は無料で貸出を受けることができるが、貸出備品を不注意により破損故障させた場合等については、貸出を受けた者が修理するものとする。

2 貸出期間は備品を管理する本所及び支所と調整の上、最長14日間とする。

## (貸出申請)

第5条 備品の貸出を受けようとする者は、レクリエーション活動備品貸出申請書（様式別紙1）をもって貸出を希望する備品を管理する本所または支所に申請するものとする。

## (備品の返却)

第6条 備品の使用を終えた者は、速やかに備品を管理する本所または支所に返却をするものとする。

## 付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。